

阿見町議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、阿見町議会議長(以下「議長」という。)が議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「議長交際費」という。)の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 議長交際費の区分、内容及び金額は、次のとおりとする。

区分	内容	金額
弔慰	葬儀等における香典、生花等に要する経費	別表に掲げるところによる。
見舞	病気、災害、事故等に対する見舞金に要する経費	
会費	研修会、会議、懇親会、祝賀会等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度とする。
慶祝	記念式典、竣工式、地域イベント等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度とする。
賛助金	各種団体等の活動の趣旨及び目的に対する賛同を表明するために要する経費	他の自治体等が同様の団体等に通常支出すると見込まれる額に相当する額
渉外	地場産品をPRするため、訪問先等に対する手土産等に要する経費	訪問先等の規模等に応じて必要と見込まれる額に相当する額
その他	その他議会運営上特に議長が必要と認める経費	その案件に応じ必要と見込まれる額に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議会の円滑な運営のため特にその必要があると認めるときは、その限度額を超えた額の議長交際費を支出することができる。

(副議長による議長交際費の支出)

第2条の2 議長は、議会を代表して外部の個人又は団体と行う交際について、阿見町議会副議長(以下「副議長」という。)が当該交際を行う必要があると認める場合であって、次のいずれかに該当するときは、副議長において議長交際費を支出させることができる。

- (1) 副議長が議長の代理として当該交際を行うとき。
- (2) 副議長がその役職をもって受けた招待に応じて研修会、会議、懇親会、祝賀会等又は記念式典、竣工式、地域イベント等に参加するとき。

(議長交際費の見直し等)

第3条 議長は、議長交際費の支出内容や金額が町民感覚と離れることのないように、社会

経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象			金額		
職等	現職又は 元職の別	本人又は 親族の別	香典	生花	見舞
町議会議員	現職	本人	20,000円	相当額	10,000円
		親族	10,000円		
	元職	本人	10,000円		
常勤の特別職及び教育長	現職	本人	10,000円	相当額	5,000円
		親族	5,000円		
国会議員・県知事・県議会議員	現職	本人	10,000円		
関係市町村議会議長	現職	本人	10,000円		
関係市町村長	現職	本人	10,000円		
行政委員会委員	現職	本人	5,000円		

備考

- 1 別表に掲げる職等に掲げる者のほか、議会運営上必要な経費として議長が特に認める者については、相当額を支出する。
- 2 見舞の支出は、2週間以上入院した場合に限る。
- 3 親族とは、配偶者、実父母及び実子並びに同居の義父母とする。
- 4 常勤の特別職とは、町長及び副町長をいう。
- 5 行政委員会委員とは、教育委員会委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員（議会選出の者を除く。）及び固定資産評価審査委員をいう。
- 6 相当額とは、葬儀等の規模等に応じた生花等を用意するのに必要と見込まれる額に相当する額をいう。